

第 3 次鎌倉市総合計画
第 4 期基本計画策定方針

企画計画課

平成30年 9 月

目 次

1	基本計画策定の趣旨	1
2	基本計画策定に当たって配慮する事項	1
	(1) SDGsの視点	
	(2) 共創の視点	
	(3) 共生の視点	
3	総合計画の概要	2
	(1) 総合計画の全体構成	
	(2) 総合計画の期間	
4	策定体制	2
	(1) 市民参画	
	(2) 情報公開	
	(3) 庁内体制	
	(4) 総合計画審議会	
5	基礎調査	3
	(1) 将来人口推計	
	(2) 財政推計	
	(3) 現行計画の検証	
6	個別計画との調整	4
7	スケジュール	4

1 基本計画策定の趣旨

第3次鎌倉市総合計画は、平成8（1996）年3月に策定され、平成37（2025）年度までの基本構想、平成31（2019）年度までの基本計画を定めています。市では、基本構想に掲げた将来都市像である「古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち」の実現に向けた自治体運営を進めてきました。

第3期基本計画は、効率的な行財政運営を行っていくことを前提に、市民自治の考え方を取り入れた持続可能な都市経営を進めていくとともに、東日本大震災を踏まえた安全・安心なまちづくりや、公共施設の老朽化に対する対応等、喫緊の課題に対応するため、第2期基本計画の見直しを前倒しして、平成26（2014）年度から平成31（2019）年度までの6年間の計画として策定し、これまで前期・後期の実施計画に取り組んできました。

今回、第3期基本計画の目標年次である平成31（2019）年度を迎えることから、第3期基本計画の検証を行うとともに、改めて本市を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、第3次鎌倉市総合計画における最後の基本計画として、基本構想に掲げた将来都市像と6つの将来目標の実現に向け、平成32（2020）年度から平成37（2025）年度までの第4期基本計画を策定しようとするものです。

なお、計画策定に当たっては、平成28（2016）年度から平成31（2019）年度までを期間とする「鎌倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の視点を反映し、一体化することを目指します。

2 基本計画策定に当たって配慮する事項

今後、加速する人口減少と、2025年問題ともいわれる超高齢社会の進行による社会保障関係経費の増加や、公共施設等の老朽化に伴う維持管理・建替・更新費用の増大により、厳しい財政状況が続くことが予想されています。一方、テクノロジーの進化や働き方改革などにより、私たちの生活環境は、大きく変化しています。

こうした状況を改めて認識したうえで、人口の減少を緩やかに抑え、バランスの取れた人口構成となるよう事業を構築するとともに、以下の視点到配慮して計画を策定します。

なお、計画の策定に当たっては、目指すべき目標に沿った事業の実効性を担保するため、統計・データ等に基づく現状分析を踏まえ、明確な事業目標・手法を設定し、証拠に基づく政策立案（EBPM）や適切な進行管理を推進します。

(1) SDGsの視点

第4期基本計画の策定に当たっては、持続可能な都市経営（自治体SDGs）の理念を掲げ、SDGsという世界共通のものさしを導入し、本市の立ち位置や状況を客観的に分析するとともに、市の施策にSDGsのターゲットを関連付け、施策体系を再構築することとします。

目指すべき目標の設定に当たっては、SDGsが目指す平成42（2030）年を見据えた平成37（2025）年度の目標を設定し、SDGsへの貢献度を明確化するとともに、そこからのバックキャスティングの考え方により事業の構築を行います。

また、事業の構築に当たっては、施策間の連携や統合、進化し続けるテクノロジーの導入等により、経済・社会・環境の三側面の課題を統合的に解決することに配慮します。

(2) 共創の視点

本市では、地域に根ざした活動を行っている団体が数多く存在し、市民力・地域力を活かした取組が活発に行われています。これまでも市民自治の確立を基本理念に掲げてきましたが、市民や地域のニーズが多様化、複雑化する中、様々な関係者との連携・協力の重要性はますます高まっています。

このため、今回の計画策定に当たっては、市民力・地域力を最大化し、まちに新たな価値を創造することを目指し、市民・NPO・企業・教育機関等、様々なステークホルダーとの共創関係を築きます。

(3) 共生の視点

全ての人が多様性を尊重し合い、輝き、互いの力を発揮しながら、安心して暮らし、過ごすことのできる共生社会の構築を目指す計画とします。また、長寿社会に対応し、誰もがそれぞれのライフステージに応じて、学び、働き、成長することができる地域社会をつくることを目指します。

3 総合計画の概要

(1) 総合計画の全体構成

第3次鎌倉市総合計画は、これまでどおり基本構想・基本計画・実施計画の三層構造で構成することとします。

(2) 総合計画の期間

ア 「基本構想」30年間（平成8（1996）年度～37（2025）年度）

今回、改定は予定していませんが、必要に応じて一部字句等を修正します。

イ 「基本計画」6年間（平成32（2020）年度～37（2025）年度）

基本構想と連動した基本計画期間は、6年間とします。

ウ 「実施計画」6年間（平成32（2020）年度～37（2025）年度）

基本計画期間とあわせ6年間の計画期間とし、中間年次で見直します。

4 策定体制

(1) 市民参画

ア 市民対話の実施

市民を含む多くのステークホルダーの意見を聴取して、鎌倉市のありたい姿を描くとともに、鎌倉市の将来都市像の実現に向け共創関係を築くための市民対話を実施します。

イ 市民意識調査の実施

施策や事業構築に当たっての基礎資料とするため、18歳以上の市民2,000人を対象

に、市民意識・ニーズ等の調査を実施します。

ウ 意見公募手続による意見聴取の実施

鎌倉市意見公募手続条例（平成19年6月条例第2号）に基づき、幅広く意見を聴取し、素案に反映させます。

(2) 情報公開

ア インターネットによる情報公開

市ホームページで、適宜、策定過程や素案の公開を行います。

イ 広報かまくら特集号の発行

第4期基本計画素案等を、広報かまくら特集号で広く市民に周知するとともに、市民意見の募集を行います。

(3) 庁内体制

ア 総合計画策定委員会の設置

第4期基本計画素案を調整・作成するため、副市長を委員長、共創計画部長を副委員長とし、策定委員（部長級）で構成する総合計画策定委員会を設置します。

策定委員会は、素案策定部会及び庁内ワーキンググループを持つことができるものとします。

イ 職員参画

市民対話（4(1)ア）に職員も参画し、市民等と鎌倉市のありたい姿を描くとともに、鎌倉市の将来都市像の実現に向け市民等との共創関係を構築します。

また、事業等へのSDGsの視点反映に係る考え方や、事業の効果を図る指標設定方法等について職員向け研修を行います。

ウ 事務局

事務局は、共創計画部企画計画課とします。

(4) 総合計画審議会

鎌倉市総合計画条例（平成24年6月条例第1号）に基づき、市長の附属機関として、鎌倉市総合計画審議会を設置します。審議会は、市長の諮問に応じて、総合計画の第4期基本計画案について、必要な調査及び審議を行います。

5 基礎調査

第4期基本計画の策定に資する基礎資料として、「将来人口推計」「財政推計」「現行計画（基本計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略）の検証」を実施します。

(1) 将来人口推計

基本計画策定の基礎資料とするとともに、今後の政策施策形成や事業計画作成のため、基本構想の目標年次（平成37（2025）年度）までの人口動向を推計します。

(2) 財政推計

基本計画・実施計画策定の基礎資料とするため、基本構想の目標年次（平成37（2025）年度）までの財政状況を推計します。

(3) 現行計画の検証

本市の強み・弱みを再認識し、より強化すべきポイントや改善すべき課題を抽出するとともに、今後の事業の方向性や成果を重視した行財政運営を推進するための方策を検討するため、SDGsという世界共通のものさしで、本市の状況を客観的に分析します。

6 個別計画との調整

個別計画の計画期間について、基本的に最上位計画である総合計画の計画期間と一致させることで、総合計画の内容と整合性を持たせるとともに、体系化を行います。

7 スケジュール

第4期基本計画策定のスケジュールは、別紙のとおりとします。

スケジュール

[illegible]